

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務に意欲的に取り組む司法書士の団体です。会員である司法書士は成年後見制度に関する研修を受け、経験を積んで成長していくことを目指して、また皆様には、成年後見制度への理解を深めていただき、身近に感じていただくことで制度の利用を広げていくことを願って活動しています。

リーガルサポートあいち HP「<http://www.aba.ne.jp/~lsaichi/>」

リーガルサポート 検索

## 講師・相談員の派遣

成年後見制度に関する研修会や相談会、催しなどにリーガルサポート会員である司法書士を派遣します。是非、リーガルサポートあいちの出張相談や研修会をご利用下さい。

研修、相談の内容は、法定後見、任意後見のほか、その周辺にある問題、例えば遺言のこと、相続のことなどにわたっても結構です。講師・相談員の派遣のご要望、その他ご質問などがございましたら、**リーガルサポートあいち**までお気軽にお問い合わせ下さい。

講師・相談員の派遣費用については原則的には有料ですが、場合により無料にて派遣させていただくこともできますのでご相談ください。

尚、無料派遣のご依頼が年度の予算枠を超えた場合には、無料でのご依頼に応じられない場合がございます。

## 無料電話相談も行っています

成年後見に関する電話相談です。

成年後見等の申立手続に関すること、後見制度の利用に関する事など、数多くのご相談が寄せられています。

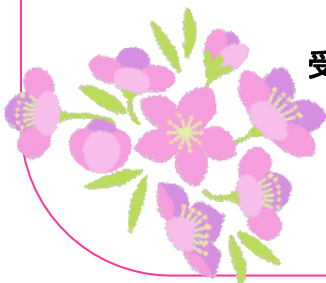
受付電話にお電話いただきますと担当司法書士から折り返しお電話をいたします。折り返しお電話をするまでに多少のお時間をいただく場合がありますことをご了承ください。

※電話相談の場合には、書類等を直接確認できない、電話相談時間が限られるなどの理由から、具体的な内容についてお答えできない場合もございます。

詳しいご相談を希望される場合、お近くのリーガルサポートあいち会員の司法書士の紹介を行うこともできます。(個別の司法書士相談は有料となります。)

電話相談対応日 毎週月曜日から金曜日(祝日除く)  
午前10時から午後3時まで  
受付電話番号 052-683-6696  
(リーガルサポートあいち 事務局)

どうぞお気軽にお電話ください。





# 申立費用について 民事法律扶助制度って何？

ある日、司法書士愛知花子は成年後見申立ての書類作成にかかる費用の相談を受けました。



実は、一人暮らしの叔母の成年後見申立ての申立人になって欲しいと言われました。なんとか協力はしたいと思うのですが、仕事もあり、成年後見申立ての書類の作成を行うことは時間的に難しいと思いました。そこで、司法書士に書類の作成をお願いしたいのですが、申立にかかる費用を支払えるか心配です。



司法書士は裁判所に提出する書類作成を行うことができます。  
(司法書士法第3条第1項第4号)

成年後見の申立費用は、原則、申立人の負担です。家庭裁判所に支払う印紙代、切手代、鑑定費用等のほか、司法書士に書類作成を依頼した場合には、司法書士に対する報酬が必要になります。

家庭裁判所に支払う印紙代、切手代、鑑定費用等については、家庭裁判所に上申書を提出し、本人に資力があることが認められれば、後見等開始審判において本人に費用の負担を命じてもらうことができます。

一方、司法書士の書類作成の報酬は、申立人が負担することになります。



司法書士に支払う報酬はいくらくらいなのでしょう？



申立書類作成の報酬については、各司法書士事務所がそれぞれ報酬額を決めていますので、一律に値段が決まっているわけではありません。

司法書士報酬の支払が困難である場合には、日本司法支援センター「法テラス」の民事法律扶助制度を利用することも考えられます。

法テラスと契約をしている司法書士が裁判所提出書類の作成を行った場合、法テラスの基準に従った報酬・実費・鑑定費用（上限あり）を法テラスが司法書士に立替払いし、依頼者は立替金を法テラスに分割で支払うことになります。

なお、民事法律扶助の利用には、一定の資力要件が定められています。

詳しい内容はリーガルサポートまでお問合せください

無料電話相談 受付電話番号  
052-683-6696  
(リーガルサポートあいち 事務局)

